

「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則（平 4. 3.18）

（目 的）

第 1 条 この細則は、協会の内部管理責任者等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（内部管理統括責任者の資格要件の特例）

第 2 条 規則第 3 条第 1 項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。

- 1 代表権のない取締役（登記された代表取締役のうちに内部管理を担当する代表取締役がない場合に限る。）、役付取締役（副社長、専務及び常務をいう。以下同じ。）と役付きでない取締役がいる場合は、役付取締役を優先して任命すること。）
- 2 内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（内部管理を担当する取締役がない場合に限る。）
- 2 前項の規定は、指名委員会等設置会社の内部管理統括責任者の任命については、「取締役」とあるのは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執行役」、「取締役会」とあるのは「執行役会」とそれぞれ読み替えて準用する。
- 3 規則第 3 条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、特定業務全ての内部管理業務の責任者（特定業務の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。）とする。
- 4 規則第 3 条第 3 項ただし書に規定する細則に定める者は、登録金融機関業務の内部管理業務の責任者（登録金融機関業務の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。）とする。

（内部管理部門の範囲）

第 3 条 規則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する内部管理部門は、コンプライアンス、監査（検査）、営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課（本店に準ずる組織機構を有する営業所に設けられているコンプライアンス、監査（検査）、営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課）とする。

（営業単位の範囲）

第 4 条 規則第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。

1 会 員

- イ 営業部、法人部、国際部、営業所又は事務所等の独立した営業部門
- ロ 株式部、債券部等の商品部門
- ハ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイ及びロに規定する部又は室
- ニ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるイ、ロ又はハに規定する部門

2 特定業務会員

- イ 特定業務を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所
- ロ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイに規定する部又は室
- ハ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるイ又はロに規定する部門

3 特別会員

イ 公共債の窓口販売業務（公共債に係る金商法第2条第8項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、公共債に係る同項第1号に掲げる行為を行う業務については、公共債の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第3項に規定する国債の発行日前取引を含む。）及び特別会員の募集の取扱い又は売付けにより公共債を購入した者が継続して所有している当該公共債を当該特別会員が当該購入した者から買い取る業務に限る。）及び特定店頭デリバティブ取引等（ただし、組成、約定等について集中して管理がなされている場合に限る。）に関する業務を統括する部、室、課、営業所又は事務所

ロ 投資信託の窓口販売業務（投資信託に係る金商法第2条第8項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、投資信託に係る同項第1号に掲げる行為を行う業務については、特別会員の募集の取扱いにより投資信託を購入した者が継続して所有している当該投資信託を当該特別会員が当該購入した者から買い取る業務に限る。）又は同第33条第2項第3号ハ又は同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）（以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。）を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所。ただし、特別会員が部、室、課、営業所又は事務所の長に代えて当該部、室、課、営業所又は事務所の登録金融機関業務を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲している場合には、当該部門を営業単位とすることができる。

ハ 上記イ及びロ以外の登録金融機関業務を行う部、室、課、営業所又は事務所（当該登録金融機関業務に関し、商品等の説明、注文の受付け、約定、管理等が主に他の部室等の役職員により行われている場合は、当該他の部室等とする。）

ニ 本部制を採用している場合には、営業又は商品部門に属するロ又はハに規定する部、室又は課

ホ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるロ、ハ又はニに規定する部門

（特別会員の営業責任者の配置の特例）

第5条 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第11条第4項に規定する資格要件を満たしていない場合には、あらかじめ本協会に届け出ることにより、その任命の日から6か月に限り、その任命しようとする営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。

2 前項の規定に基づく営業責任者に任命しようとする者が規則第11条第4項に規定する資格要件を満たした場合には、当該営業責任者に任命しようとする者を当該営業単位の営業責任者として任命し、所定の様式による資格取得報告書を遅滞なく本協会に提出しなければならない。

（内部管理責任者の配置の特例）

第6条 規則第13条第2項に規定する細則に定める者は次のとおりとする。

1 特定の営業単位を担当する独立した内部管理部門における内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部門の者でかつ規則第14条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第14条の2の特例要件を満たしている者）

2 協会の従業員の数及び管理職者の構成等の実態からみてやむを得ない場合において、内部管理統括補助責任者、又は、内部管理業務の管理職者でない者のうち内部管理業務の管理職者と同等の内部管理業務経験、知識を有していると当該協会が認める者でかつ規則第14条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第14条の2の特例要件を満たしている者）

2 協会員は、それぞれの業務の適切な遂行が可能であると認めるときは、規則第13条第1項に規定する管理職者及び前項各号に規定する者を複数の営業単位の内部管理責任者に任命することができる。

付 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平 6. 2.16)

この改正は、平成6年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条及び第4条を改正。
- (2) 第2条第2項、第4条第2項及び第5条を新設。
- (3) 旧第5条及び第6条をそれぞれ1条繰り下げる。

付 則 (平 8. 3.29)

1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 削 除

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条を改正。
- (2) 第7条第1項第1号を新設し、旧同項第1号及び第2号を各1号繰り下げる。
- (3) 第7条第2項及び第3項を新設。

付 則 (平10. 11. 30)

1 この改正は、平成10年12月1日から施行する。

2 平成8年3月29日付改正における付則2を削除する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2項第1号を改正。
- (2) 旧第4条第2号イ、ロ及びニを改正、旧ロ、ハ及びニをハ、ニ及びホとし、ロを新設。
- (3) 第7条第3項を改正。

付 則 (平12. 11. 15)

この改正は、平成12年11月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条を改正。

付 則 (平13. 9.19)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条を改正。

付 則 (平15. 3.26)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項を第3項に繰り下げ、第2項を新設。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条、第4条、第5条及び第7条を改正。

付

則 (平18. 4. 18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項を改正。

付

則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条から第7条までを改正。

付

則 (平21. 9. 15)

この改正は、平成21年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条から第6条までを改正。
- (2) 第7条を削除。

付

則 (平26. 3. 18)

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条を改正。

付

則 (平27. 4. 21)

この改正は、平成27年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項を改正。

付

則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第3項、第4条第2号を改正。